

千葉県行政組織条例(抜粋)

第四章 附属機関

(設置等)

第二十八条 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、県に、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の八第三項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに、千葉県麻薬中毒審査会を置くものとする。
- 3 社会福祉法第十二条第一項の規定により、千葉県社会福祉審議会（同法第七条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる。

(組織等)

第二十九条 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

- 2 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている各附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第四のとおりとする。

(会長及び副会長)

第三十条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長が置かれていない附属機関（千葉県障害者介護給付費等不服審査会を除く。）にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

(委員の任命等)

第三十一条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第三十二条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第二十六条に規定する訴訟の援助に係る会議の議事は、出席委員の三分の二以上の多数をもつて決する。

(部会)

第三十三条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。ただし、前条第三項ただし書の訴訟の援助の審議に関しては、この限りでない。

7 前条（第三項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(会議の運営等)

第三十四条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

別表第二

附属機関名	担任する事務
千葉県水産振興審議会	水産資源の維持及び増大、水産物の加工、流通及び販売並びに海面の利用の調整に関する事項その他の水産業の振興に関する重要事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

別表第三

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県水産振興審議会	会長 副会長 委員	一 市町村長 二 水産関係団体を代表する者 三 学識経験を有する者	十人以内	二年

千葉県水産振興審議会部会設置及び議事運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）第33条及び第34条の規定により、千葉県水産振興審議会（以下「審議会」という）における、部会の設置並びに議事及び運営に関し、千葉県行政組織条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を委員及び議事に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(部会の設置等)

第3条 審議会に設置する部会、担任する事務、定数は次の表のとおりとする。

部会名	担任する事務	定数
栽培漁業・資源管理部会	1 栽培漁業基本計画及び毎年度の実施計画に関すること。 2 資源管理型漁業に関わる事業実施計画に関すること。	十人以内
生産・販売流通部会	1 漁業生産基盤に関すること。 2 水産物の加工、販売流通に関すること。	十人以内
海面利用調整部会	1 漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関すること。	十人以内

- 2 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する部会以外の部会（次項に規定する場合を除く。）を設置することができる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。
- 4 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「部会に属する委員」という）は、会長が指名した者とする。
- 5 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。
- 7 部会長は、部会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を当該部会に属する委員に通知するものとする。

(諮問の付議)

第4条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を前条の規定により設置した適当な部会に付議することができる。

(部会の議決)

第5条 部会の議決は、会長の同意を得て審議会の議決とすることができる。

- 2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該議決に係る案件を当該他の部会に付議するものとする。
- 3 会長は、第1項の同意をしたときは、その同意に係る議決事項を審議会に報告するものとする。

(書面による審議)

第6条 会長又は部会長は、必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員等の意見を聴き、会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定期日までに到着しない意見書は、議決の数に加えないものとする。

(関係者からの意見の聴取等)

第7条 会長又は部会長は、必要と認めるときは、審議会又は部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 審議会及び部会の会議は、公開とする。ただし、公表することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会又は部会の決定によりその会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 会長又は部会長は、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴人の数の制限その他必要な制限を加えることができる。

(会議録)

第9条 審議会及び部会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

2 審議会及び部会の会議録は、公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会又は部会の決定により会議録の全部又は一部（発言者の氏名を含む。）を公開しないことができる。

(臨時委員)

第10条 臨時委員の任期は、二年以内とする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その者の任命に係る当該事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員は、その者の任命に係る事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、審議会又は部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

(施行期日)

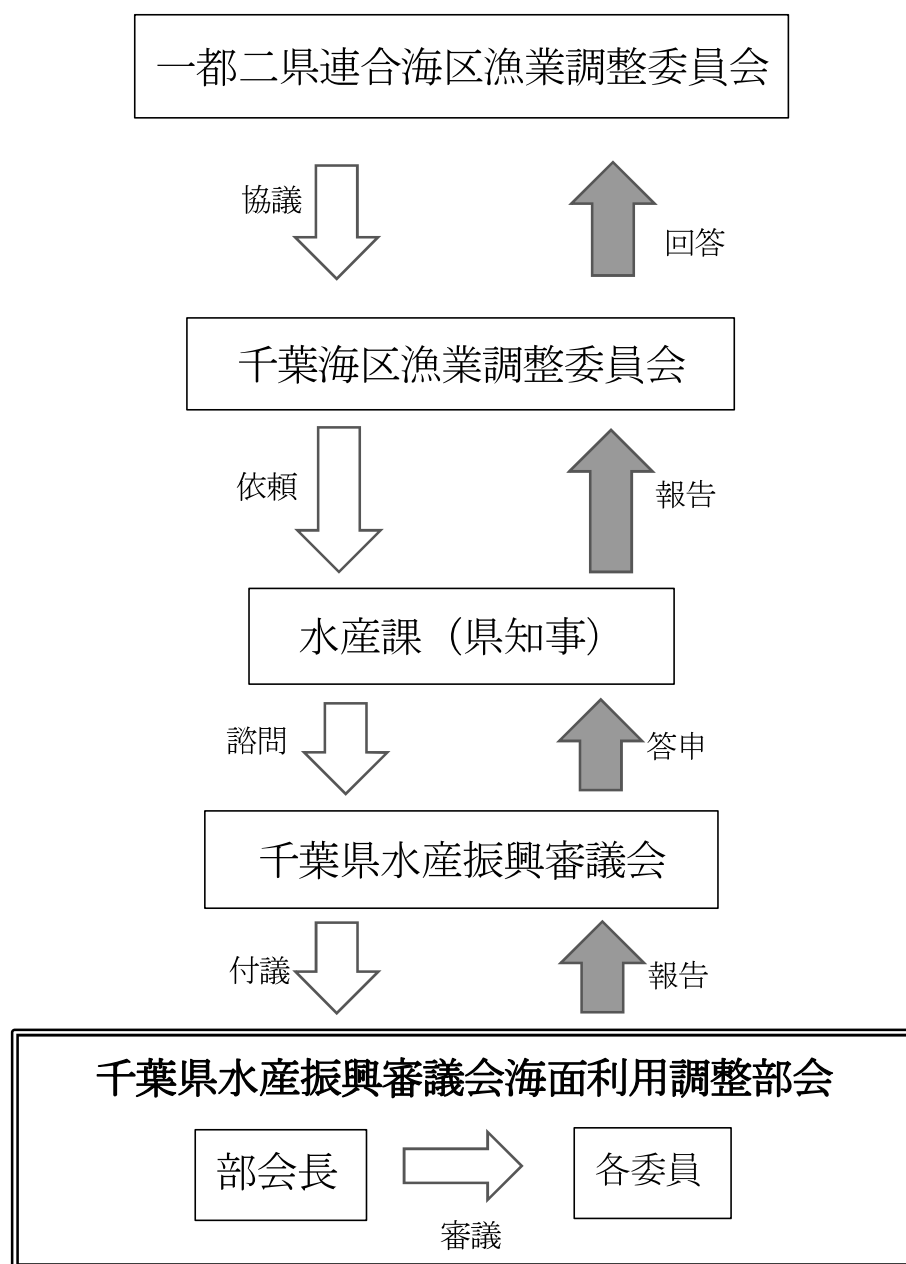
この規程は平成25年11月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は令和3年9月6日から施行する。

『東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示』に係る文書の流れ概要図



※議題（１）について、原案に異議のない旨の決議がなされた場合には、に沿って、手続きが進み、最終的に一都二県連合海区漁業調整委員会指示が発出されます。